第四条　言語

1　締約国に提出される要請及び命令並びにこれらに添付される情報は、要請を受ける締約国若しくは第七条5の規定に基づき通報を受ける締約国が受け入れることができる言語によるものとし、又はそのような言語による翻訳文を添付する。

2　第七条の規定に基づく命令及び第六条の規定に基づく要請並びにこれらに添付される情報は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

a　他方の締約国の言語であって、サービス・プロバイダ又は団体が同様の国内手続の下で同様の命令及び要請を受け入れる際に用いるものにより提出されること。

b　サービス・プロバイダ又は団体が受け入れることができるその他の言語により提出されること。

c　a又はbに規定する言語のうちいずれか一の言語による翻訳文を添付すること。

第二章　協力の強化のための措置

第一節　この章の規定について適用される一般原則

第五条　この章の規定について適用される一般原則

1　締約国は、この章の規定に従い、できる限り広範に協力する。

2　次節は、次条及び第七条から成り、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダ及び団体との直接の協力を強化するための手続を定める。同節の規定は、相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であって、関係締約国の間において有効なものが存在するかどうかにかかわらず、適用する。

3　第三節は、第八条及び第九条から成り、蔵置されたコンピュータ・データの開示のための当局間の国際協力を強化するための手続を定める。同節の規定は、相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であって、要請を行う締約国と要請を受ける締約国との間において有効なものが存在するかどうかにかかわらず、適用する。

4　第四節は、第十条から成り、緊急事態における相互援助に関する手続を定める。同節の規定は、相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であって、要請を行う締約国と要請を受ける締約国との間において有効なものが存在するかどうかにかかわらず、適用する。

5　第五節は、第十一条及び第十二条から成る。同節の規定は、相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であって、要請を行う締約国と要請を受ける締約国との間において有効なものが存在しない場合に、適用する。そのような相互援助条約又は取極が存在する場合には、同節の規定は、同条7の規定による場合を除くほか、適用しない。ただし、これらの相互援助条約又は取極が禁止していないときは、関係締約国は、これらの相互援助条約又は取極に代えて同節の規定を適用することを合意により決定することができる。

6　要請を受ける締約国がこの議定書に基づき双罰性を協力の条件とする場合において、援助が求められている犯罪を構成する行為が要請を受ける締約国の法令によって犯罪とされているときは、当該援助が求められている犯罪が、要請を受ける締約国の法令により、要請を行う締約国における犯罪類型と同一の犯罪類型に含まれているかどうか又は要請を行う締約国における用語と同一の用語で定められているかどうかにかかわらず、この条件は、満たされているものとみなす。

7　この章の規定は、他の適用可能な協定、取極、慣行又は国内法令を通じた締約国間の協力及び締約国とサービス・プロバイダその他の団体との間の協力を制限するものではない。

第二節　他の締約国に所在するサービス・プロバイダ及び団体との直接の協力を強化するための手続

第六条　ドメイン名の登録情報の要請

1　各締約国は、自国の権限のある当局に対し、特定の捜査又は刑事訴訟を目的として、他の締約国の領域内に所在するドメイン名の登録サービスを提供する団体が保有し、又は管理している情報であってドメイン名の登録者を特定し、又は当該登録者と連絡するためのものを提出するよう当該団体に要請を発する権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

2　各締約国は、自国の領域内に所在する団体が、国内法令に定める合理的な条件に従い、1の規定に基づく要請に応じて1に規定する情報を開示することを認めるため、必要な立法その他の措置をとる。

3　1の規定に基づく要請には、次の事項を含める。

a　要請を発した日付並びに要請を発した権限のある当局を特定する事項及びその連絡先の詳細

b　情報が求められているドメイン名及び求められている情報（特定のデータの要素を含む。）の詳細な一覧

c　要請がこの議定書に従って発せられている旨、情報の必要性が特定の捜査又は刑事訴訟との関連性から生じている旨及び当該情報が当該特定の捜査又は刑事訴訟のためにのみ使用される旨の記述

d　情報の開示の期限及び方法その他特別な手続上の指示

4　締約国は、団体が受け入れることができる場合には、1の規定に基づく要請を電子的な形式で提出することができる。この場合には、適当な水準の安全性及び認証を求めることができる。

5　要請を行う締約国は、1に規定する団体が協力しない場合には、当該団体に対し、求められた情報を開示しない理由を示すよう要請することができる。要請を行う締約国は、当該情報を入手するために利用可能な措置を決定するため、当該団体が所在する締約国との協議を求めることができる。

6　各締約国は、この議定書の署名の際、批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際又は他のいずれかの時に、欧州評議会事務局長に対し、5の規定に基づく協議のために指定された当局を通報する。

7　欧州評議会事務局長は、締約国により6の規定に基づいて指定された当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとする。各締約国は、登録簿のために提供した事項が常に正確であることを確保する。

第七条　加入者情報の開示

1　各締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合には、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している特定の蔵置された加入者情報を開示するよう当該サービス・プロバイダに直接命令を発する権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

2a　各締約国は、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダが、1の規定に基づく命令に応じて加入者情報を開示することができるようにするため、必要な立法その他の措置をとる。

b　締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダに発せられる命令に関し、次の宣言を行うことができる。

「第七条1の規定に基づく命令は、検察官若しくは他の司法当局により、又は検察官若しくは他の司法当局による監督その他独立した監督の下で発せられなければならない。」

3　1の規定に基づく命令には、次の事項を明記する。

a　命令を発した当局及び命令を発した日付

b　命令がこの議定書に従って発せられている旨の記述

c　命令の送達を受けるべきサービス・プロバイダの名称及び住所

d　捜査又は刑事訴訟の対象となっている犯罪

e　命令を発した当局と異なる場合には、特定の加入者情報を求めている当局

f　求められている特定の加入者情報についての詳細な説明

4　1の規定に基づく命令には、次の補足的な情報を添付する。

a　命令を発する権限を当局に与える国内法令上の根拠

b　捜査され、又は訴追されている犯罪に関する法令の規定及び当該犯罪について適用される刑罰の表示